みなみだいら保育園民営化に係る事業者審査要領（案）

本要領は、みなみだいら保育園民営化に係る事業者を選定するに当たり、応募書類等の評価について、必要な事項を定めるものとする。

１ 審査方法

（１）事業者の選定は本要領に基づいて評価を行い、合計得点が最も高い参加者に決定する。

（２）審査項目は、「２ 審査基準」により行う。

（３）審査項目の合計点（１５０点満点）の結果をもって、みなみだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会（以下「委員会」という。）の審査により選定を行う。

なお、応募者が一者のみとなった場合でも、本要領に基づき、審査を行う。また、委員会委員の評定合計点が満点に対して６０％に満たない場合は、最優秀提案者として選定しないとして、再度募集を行うものとする。

（４）最高得点を取得した参加者が複数いる場合は、委員会の総合的な審査により選定する。

２ 審査基準

提出された企画提案書等を踏まえ、別表の「審査基準表」に従い、評価項目ごとに専門的視点の意見交換を行い、総合的判断で審査を行う。